

姫路市立小中学校閉校記念事業補助金交付要綱の概要について

補助金の交付の対象となる団体	補助金の交付の対象となる事業	補助金の交付の対象にできない経費
<ul style="list-style-type: none"> ● 実行委員会 ・ 閉校予定学校の児童生徒の保護者 ・ 卒業生 ・ その他地域の関係者で構成する団体 <p>※ 閉校予定学校につき1つの実行委員会に限る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 閉校記念式典及び閉校記念行事に関する事業 ● 閉校に伴う記念誌の発行及び記録映像等の製作 ● 配布用の閉校記念の物品（消耗品を含む。）の購入等 <p>（例）・ 記念キーホルダー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 記念の写真立て ・ 記念鉛筆 	<ul style="list-style-type: none"> ● 人件費 <p>（例）・ 実行委員会のメンバーの報酬・手当等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 記念イベント当日スタッフの給与 <ul style="list-style-type: none"> ● 交際費 <p>（例）・ 関係者への贈答品代</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接待飲食費 <ul style="list-style-type: none"> ● 慶弔費 <p>（例）関係者の慶事や弔事に際して支出する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 飲食費 <p>（例）・ 実行委員会のメンバーのお弁当代</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議・打ち合わせ時の飲食代 <ul style="list-style-type: none"> ● 懇親会費 <p>（例）レストラン・居酒屋での懇親会</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 物品の購入費 <p>～事業終了後も使用価値の残る物品（備品）</p> <p>（例）記録映像等の製作に使用するパソコン</p> <ul style="list-style-type: none"> ● その他市長が適当でないと認めるもの <p>記念碑の建立</p>
補助金額	<p>* 補助対象経費が25万円以下の場合 は 全額</p> <p>* 補助対象経費が25万円を超える場合は</p> <p>補助対象経費から25万円を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額に25万円を加えた額</p> <p>（例）45万円－25万円＝20万円</p> <p style="padding-left: 40px;">20万円×1/2＝10万円</p> <p style="padding-left: 40px;">10万円＋25万＝<u>35万円</u></p>	
限度額	40万円	